

領事手数料

在ウズベキスタン日本国大使館

適用期間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

項 目		料 金 単位(スム)	
	遺産の保護管理	遺産総額の2/100	
	遺言の公証	475,000	
証明 関係	国籍証明	367,000	
	在留証明 注)公的年金受給手続きの場合は無料	100,000	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	100,000	
	職業証明	167,000	
	翻訳証明	367,000	
	署名または印章の証明	官公署に係るもの	375,000
		その他のもの	142,000
	遺骨証明	208,000	
	原産地証明	367,000	
	日本品の外国輸入証明	317,000	
	船内遺留品目録証明	75,000	
	航行報告証明	108,000	
	上記以外の証明 注)運転免許証抜粋証明、旅券所持証明	175,000	
旅券 関係	10年旅券 注)一般旅券の更新・再発給等	1,333,000	
	10年旅券 注)発行後6か月以内に受領せず、失効後5年以内に新たに申請する場合	1,833,000	
	5年旅券 注)一般旅券の更新・再発給等	917,000	
	5年旅券 注)発行後6か月以内に受領せず、失効後5年以内に新たに申請する場合	1,417,000	
	12歳未満の旅券 注)一般旅券の更新・再発給等	500,000	
	12歳未満の旅券 注)発行後6か月以内に受領せず、失効後5年以内に新たに申請する場合	1,000,000	
	残存有効期間同一旅券等	500,000	
	残存有効期間同一旅券等 注)発行後6か月以内に受領せず、失効後5年以内に新たに申請する場合	1,000,000	
	渡航先追加	133,000	
	帰国のための渡航書	208,000	
査証 関係	一般入国査証	一般	250,000
		インド人	69,000
	数次入国査証	一般	500,000
		インド人	69,000
	通過査証	一般	58,000
		インド人	6,000
	再入国の許可の有効期間の延長		250,000
	難民旅行証明書の有効期間の延長		208,000

※ ウズベキスタン国籍者は査証手数料が免除されます。